

桜井市市民活動交流拠点の登録に関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、桜井市市民活動交流拠点の運営に関する規則（平成31年3月桜井市規則第28号）第3条の規定に基づき、桜井市市民活動交流拠点（以下「拠点」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録の要件)

**第2条** 拠点に登録しようとする団体は、次の要件を全て満たさなければならない。

- (1) 市内に事務所を有する団体であること。
- (2) 公益的な活動を行う団体であること。
- (3) 他の団体との交流の意思があること。
- (4) 営利を目的としない団体であること。
- (5) 宗教活動を主たる目的としない団体であること。
- (6) 政治上の主義の推進、支持及び反対を目的としない団体であること。
- (7) 特定の公職者若しくは公職の候補者又は政党を推薦、支持及び反対することを目的としない団体であること。
- (8) 暴力団でないこと及び暴力団、暴力団員又は暴力団員等の統制下にある団体でないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、登録することが適当でないと市長が認める団体でないこと。

(登録の手続き)

**第3条** 拠点へ登録しようとする団体は、桜井市市民活動交流拠点登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 規約又はそれに準ずるもの
- (2) 団体の活動内容が分かる書類

(登録の決定)

**第4条** 市長は、前条の申請書を受け拠点への登録が適当と認めた場合は、桜井市市民活動交流拠点登録承認通知書（第2号様式）により申請をした団体に通知し、登録が不適当と認めた場合は、桜井市市民活動交流拠点登録不承認通知書（第3号様式）により団体に通知する。

(登録の期間)

**第5条** 拠点への登録の期間は、登録の決定を受けた日の属する年度の末日とする。

(登録の廃止)

**第6条** 登録の決定を受けた団体（以下「登録団体」という。）が当該登録を廃止しようとするときは、桜井市市民活動交流拠点登録廃止届出書（第4号様式）を市長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

**第7条** 市長は、登録団体が第2条に定める要件を満たさなくなったときは、登録を抹消するものとする。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、桜井市市民活動交流拠点登録抹消通知書（第5号様式）により、その旨を通知するものとする。

(その他)

**第8条** この規則に定めるもののほか、拠点の登録に必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。